

平成 27 年度

# 市税概要



笑顔でつなぐ躍動のまち、さかど

坂戸市

## 目 次

1 . 税務行政機構等	1
( 1 ) 税務機構及び事務分掌	2
2 . 市民税	3
( 1 ) 個人市民税賦課期日現在の人口及び世帯数の推移	4
( 2 ) 市民税納税義務者数の推移	4
( 3 ) 個人市民税調定額の推移〔現年課税分〕	5
( 4 ) 平成 2 7 年度個人市民税賦課状況	6
( 5 ) 課税標準額段階別・所得別納税義務者数	7
( 6 ) 年度別法人市民税納税義務者数及び調定額	8
( 7 ) 年度別法人市民税均等割納税義務者数	9
( 8 ) 産業別法人市民税集計表	10
3 . 固定資産税	11
( 1 ) 土地・家屋別納税義務者数の推移	12
( 2 ) 償却資産納税義務者数の推移	12
( 3 ) 固定資産税調定額の推移〔現年課税分〕	13
( 4 ) 固定資産税の決定価格等の内訳	14
( 5 ) 償却資産の決定価格等の内訳	14
( 6 ) 都市計画税納税義務者数の推移	15
( 7 ) 都市計画税調定額の推移〔現年課税分〕	15
( 8 ) 都市計画税の決定価格等の内訳	15
( 9 ) 土地・地目別集計表	16
( 10 ) 木造家屋・種類別集計表	16

(11) 木造以外家屋・種類別集計表	17
(12) 新增築家屋棟数の推移	17
(13) 減少分家屋棟数の推移	17
(14) 国有資産等所在市町村交付金	18
(15) 固定資産評価審査委員会委員一覧	18
4. 諸 税	19
(1) 軽自動車税課税客体数及び調定額の推移	20
(2) 軽自動車税課税客体数及び調定額の推移(グラフ)	21
(3) 市たばこ税調定額及び売渡本数の推移	22
5. 徴 収	23
(1) 年度別市税決算額	24
(2) 各税目の調定額及び収入済額の推移	25
(3) 一般会計歳入総額と市税収入額の推移	26
(4) 市税調定額及び徴収率等一覧表	27
(5) 国民健康保険税調定額及び徴収率等一覧表	28
(6) 口座振替利用状況	29
(7) コンビニ収納状況	30
(8) 年度別差押財産状況の内訳	30
(9) 督促状発付状況	31
6. その他	32
(1) 市税の税率及び納期等の一覧表	33・34

# 1. 稅務行政機構等

(1) 税務機構及び事務分掌

(平成27年7月1日現在)

部名	課名	担当名	課長	副課長	課長補佐	係長	担当	計	事務分掌
総務部	課税課		1	1				2	課の総括
		税制担当				1	2	3	1 税務事務の総合調整に関する事 2 軽自動車税及び市たばこ税の賦課に関する事 3 法人市民税の賦課に関する事 4 個人市県民税の賦課に関する事 5 土地に係る固定資産税及び都市計画税の賦課に関する事 6 特別土地保有税及び国有資産等所在市町村交付金に関する事 7 家屋に関する固定資産税、都市計画税及び償却資産に係る固定資産税の賦課に関する事 8 税の諸証明の発行に関する事
		市民税担当			1	2	7	10	
		土地担当				1	4	5	
		家屋担当			1	1	4	6	
		計	1	1	2	5	17	26	
	納税課		1					1	課の総括
		管理担当			1	1	2	4	1 市税（国民健康保険税を含む。以下同じ。）の収納管理に関する事 2 市税の過誤納金の還付に関する事 3 市税の口座振替に関する事 4 市税の督促に関する事 5 納税証明に関する事 6 納税の奨励及び徴収対策に関する事 7 市税の滞納者に対する徴収及び滞納整理に関する事 8 差押財産等の換価に関する事 9 納税相談に関する事
		徴収第1担当			1	2	1	4	
		徴収第2担当			1	2	3	6	
		特別整理担当			1	2	2	5	
		計	1		4	7	8	20	
	総計		2	1	6	12	25	46	

## 2 . 市 民 税

## (1) 個人市民税賦課期日現在の人口及び世帯数の推移

各1月1日現在

年度		23	24	25	26	27
区分						
人口	男	50,887	50,928	50,746	50,817	50,846
	女	50,367	50,361	50,272	50,252	50,357
	計	101,254	101,289	101,018	101,069	101,203
世帯数	42,201	42,582	42,482	42,960	43,496	

## (2) 市民税納税義務者数の推移

(各年度7月1日現在)

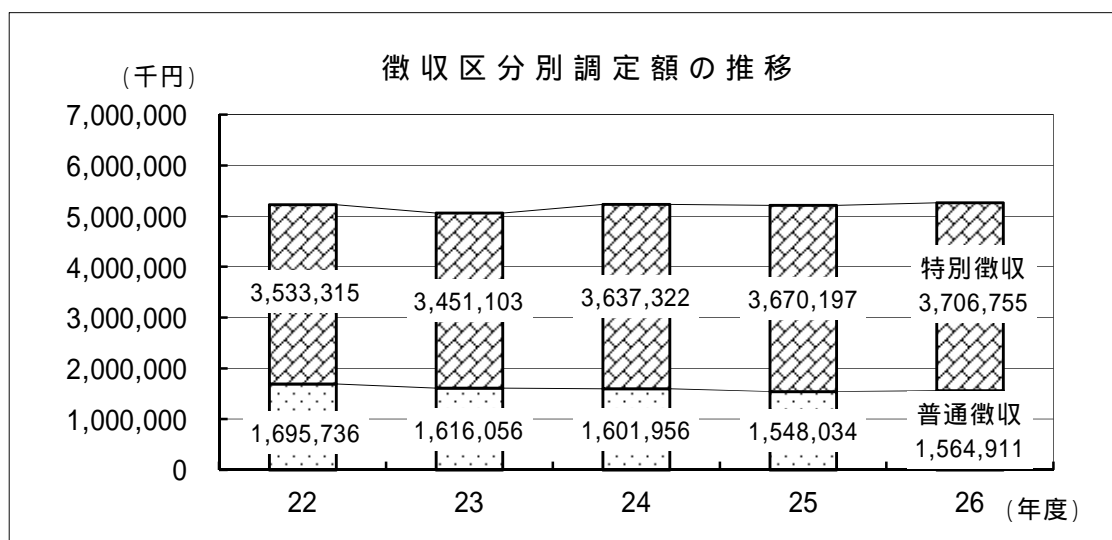
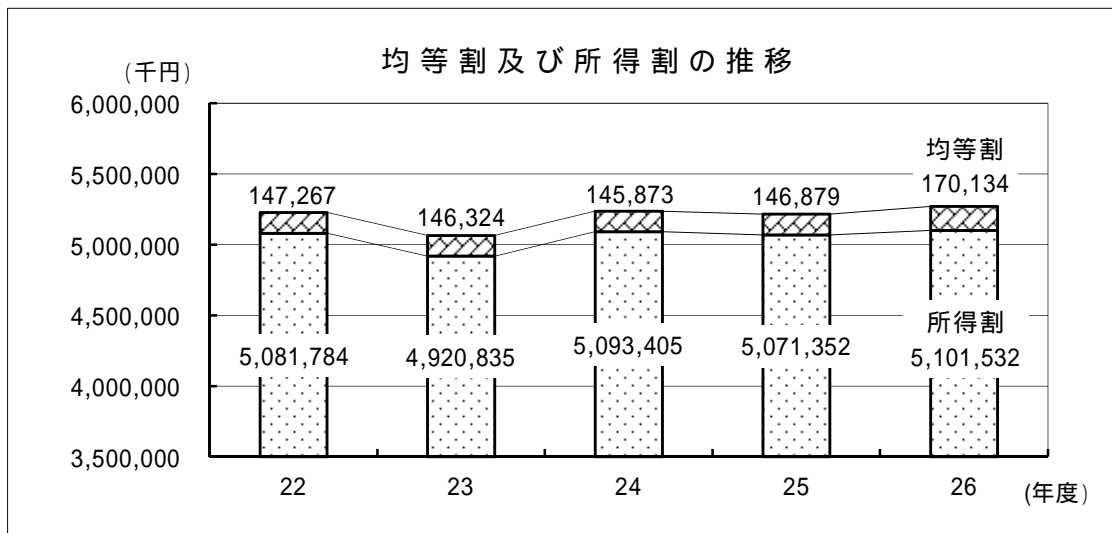
年度		23	24	25	26	27	
区分							
個人	均等割 + 所得割	44,102	44,110	44,466	44,625	45,023	
	均等割のみ	4,140	4,080	4,149	4,281	4,334	
	計	48,242	48,190	48,615	48,906	49,357	
法人	地方税法第312条第1項に該当	第9号	15	15	13	16	15
		第8号	3	3	4	3	2
		第7号	98	99	99	94	98
		第6号	19	19	18	20	20
		第5号	69	69	75	70	68
		第4号	24	24	26	23	25
		第3号	265	265	256	254	248
		第2号	18	18	15	16	14
		第1号	1,497	1,498	1,493	1,516	1,538
		計	2,008	2,010	1,999	2,012	2,028

第1号～第9号法人についての説明は、9ページを参照してください。

(3) 個人市民税調定額の推移〔現年課税分〕

(各3月31日現在 単位:千円)

年度		22	23	24	25	26
区分						
普通徴収	均等割	58,054	56,861	54,880	53,731	59,853
	所得割	1,637,682	1,559,195	1,547,076	1,494,303	1,505,058
	小計	1,695,736	1,616,056	1,601,956	1,548,034	1,564,911
特別徴収	均等割	89,213	89,463	90,993	93,148	110,281
	所得割	3,444,102	3,361,640	3,546,329	3,577,049	3,596,474
	小計	3,533,315	3,451,103	3,637,322	3,670,197	3,706,755
調定額	均等割	147,267	146,324	145,873	146,879	170,134
	所得割	5,081,784	4,920,835	5,093,405	5,071,352	5,101,532
	合計	5,229,051	5,067,159	5,239,278	5,218,231	5,271,666



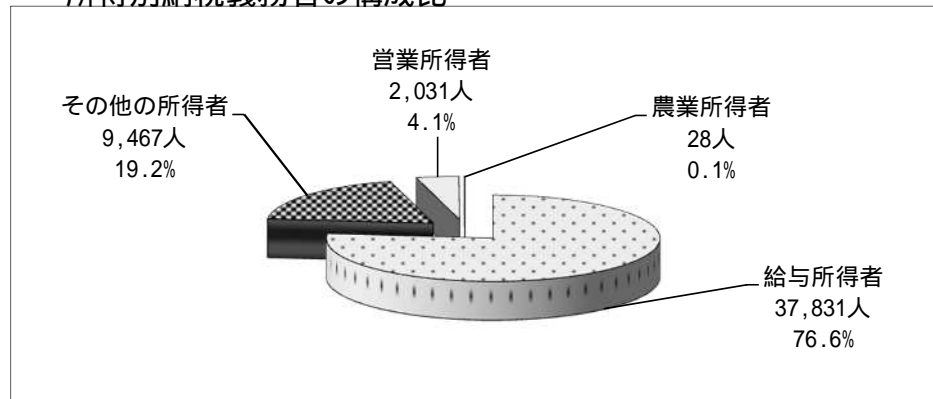


(4) 平成27年度 個人市民税賦課状況

(平成27年7月1日現在)

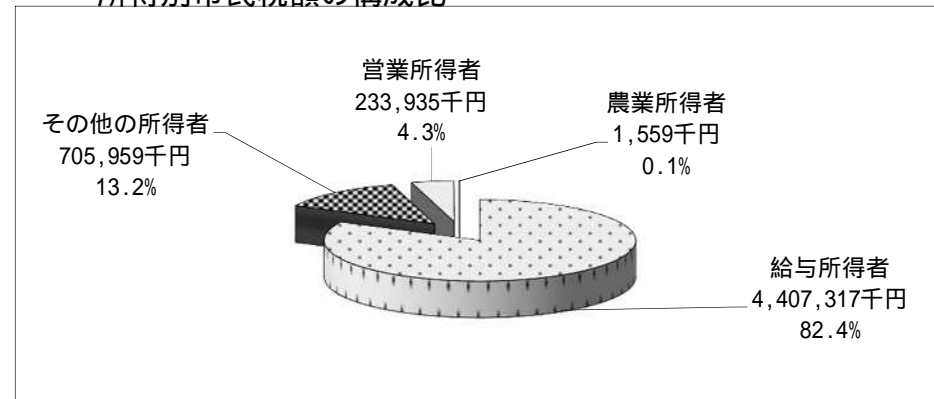
区分 所得者区分	均等割のみを納める者		均等割と所得割を納める者			合計		納税義務者 1人当たり 平均税額 G / F (千円)	税 額 構成比 (%)
	納税義務者	均等割額	納税義務者	均等割額	所得割額	納税義務者 (A + C) F (人)	税額 (B + D + E) G (千円)		
	A (人)	B (千円)	C (人)	D (千円)	E (千円)				
給与所得者	2,274	7,959	35,557	124,450	4,274,908	37,831	4,407,317	117	82.4
営業所得者	282	987	1,749	6,122	226,826	2,031	233,935	115	4.3
農業所得者	11	39	17	60	1,460	28	1,559	56	0.1
その他の所得者	1,767	6,185	7,700	26,950	672,824	9,467	705,959	75	13.2
計	4,334	15,170	45,023	157,582	5,176,018	49,357	5,348,770	108	100.0

・所得別納税義務者の構成比



納税義務者合計 49,357人

・所得別市民税額の構成比



市民税総額 5,348,770千円

## (5) 課税標準額段階別・所得別納税義務者数

(平成27年7月1日現在)

課税標準額 の段階	区分	給与所得 (人)	営業所得 (人)	農業所得 (人)	その他の所得 (人)	分離譲渡所得 (人)	合計 (人)
1千円を超え 10万円以下		1,352	82	1	423	160	2,018
10万円を超え 100万円以下		9,832	625	8	4,504	89	15,058
100万円を超え 200万円以下		10,790	446	4	1,603	78	12,921
200万円を超え 300万円以下		6,523	253	1	408	66	7,251
300万円を超え 400万円以下		3,348	134	2	111	40	3,635
400万円を超え 550万円以下		2,091	76	1	100	35	2,303
550万円を超え 700万円以下		666	38	0	49	26	779
700万円を超え 1千万円以下		456	32	0	56	21	565
1千万円超		365	47	0	48	33	493
合計		35,423	1,733	17	7,302	548	45,023

「課税標準額」

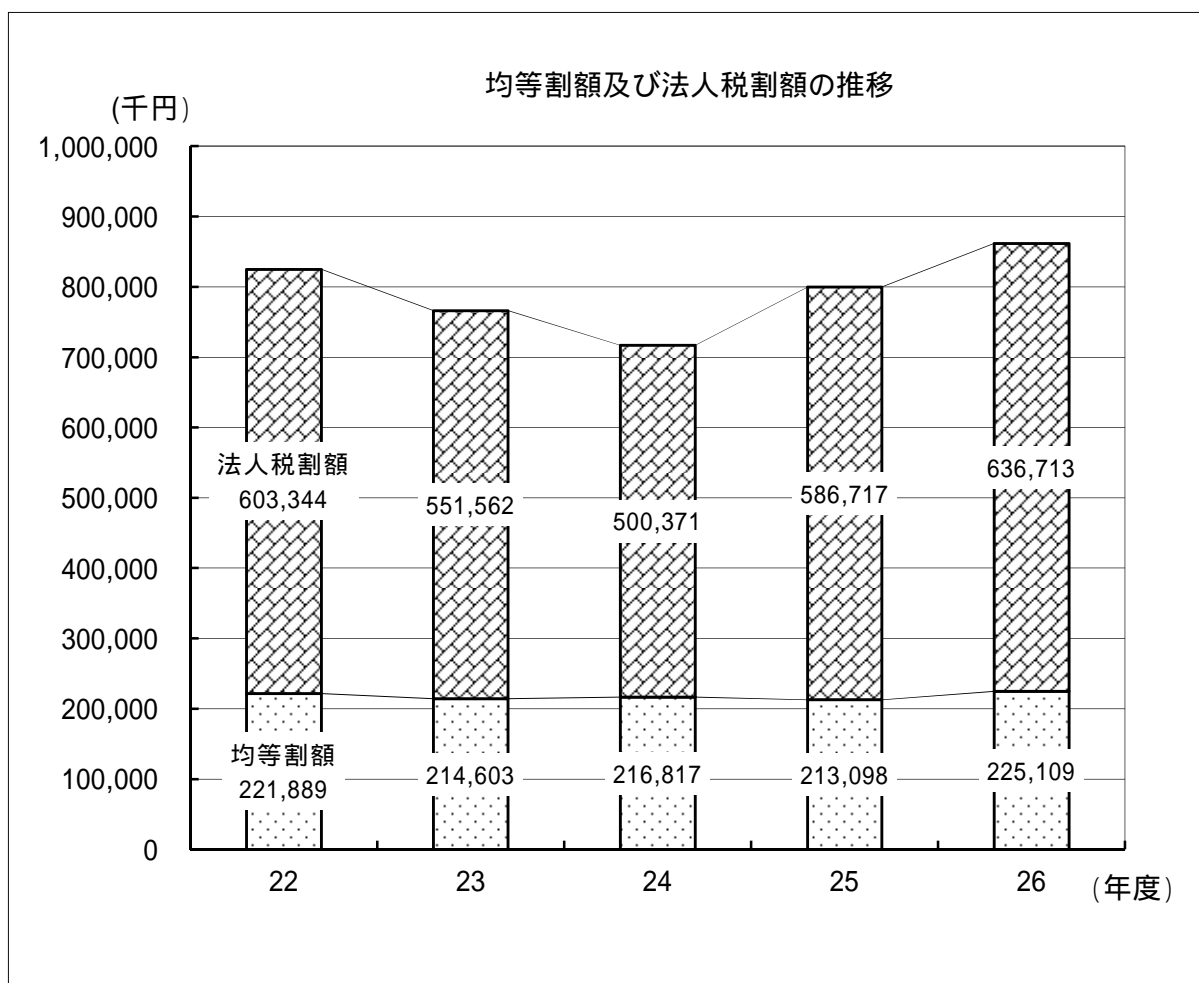
市民税の課税の基礎となる金額のことで、所得金額から所得控除額を差し引いた金額です。

この表の納税義務者数には、均等割額のみを納める方は含まれておりません。

(6) 年度別法人市民税納税義務者数及び調定額

(各年度3月31日現在)

区分		年度				
		22	23	24	25	26
均等割額	法人数 (社)	2,009	1,988	2,019	1,996	2,009
	調定額 (千円)	221,889	214,603	216,817	213,098	225,109
法人税割額	法人数 (社)	639	672	696	723	792
	調定額 (千円)	603,344	551,562	500,371	586,717	636,713
合計調定額 (千円)		825,233	766,165	717,188	799,815	861,822
合計税額の対前年比 (%)		123.4	92.8	93.6	111.5	107.8



(7) 年度別法人市民税均等割納税義務者数

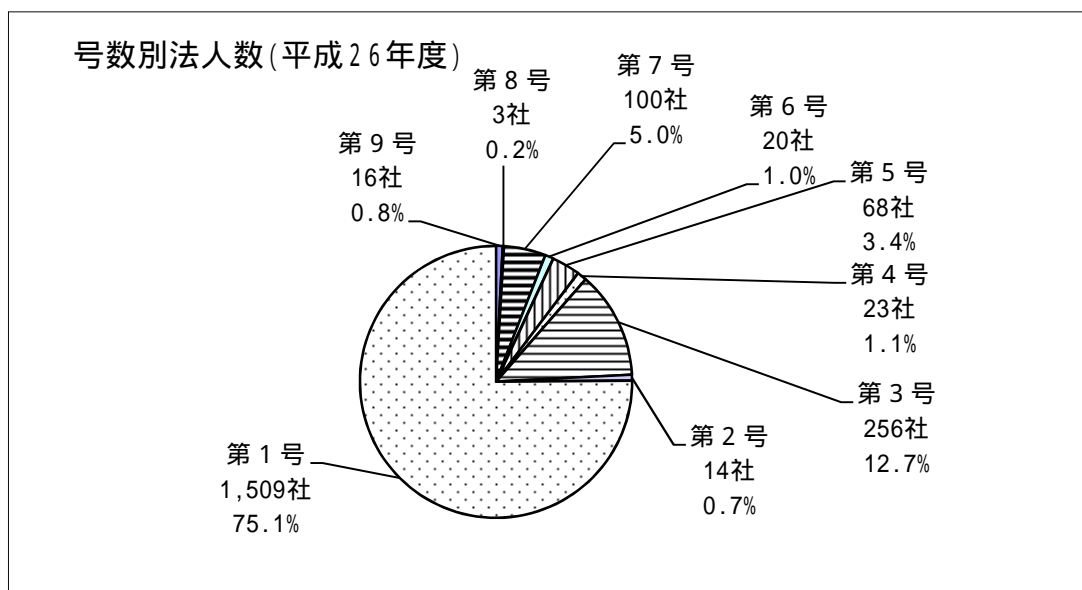
(各年度3月31日現在)

年度 区分	22	23	24	25	26
第9号	17社	12社	14社	14社	16社
第8号	2社	5社	4社	3社	3社
第7号	104社	108社	105社	102社	100社
第6号	21社	19社	19社	20社	20社
第5号	72社	71社	71社	71社	68社
第4号	26社	23社	24社	24社	23社
第3号	271社	258社	257社	255社	256社
第2号	16社	15社	13社	13社	14社
第1号	1,480社	1,477社	1,512社	1,494社	1,509社
合計	2,009社	1,988社	2,019社	1,996社	2,009社

4ページの法人数とは基準日が違うので異なります。

第1号～第9号法人とは地方税法第312条並びに坂戸市税条例第31条第2項に規定する、以下の区分の法人です。

号数	資本金等の額	市内従業者数
第9号	50億円超	50人超
第8号	10億円を超え50億円以下	50人超
第7号	10億円超	50人以下
第6号	1億円を超え10億円以下	50人超
第5号	1億円を超え10億円以下	50人以下
第4号	1千万円を超え1億円以下	50人超
第3号	1千万円を超え1億円以下	50人以下
第2号	1千万円以下	50人超
第1号	上記以外	50人以下



## (8) 産業別法人市民税集計表

(各年度3月31日現在)

	25年度	26年度	前年比
第1次産業	275,700 円	200,000 円	72.5 %
農業	275,700 円	200,000 円	72.5 %
林業	0 円	0 円	0.0 %
漁業	0 円	0 円	0.0 %
第2次産業	375,778,500 円	411,952,800 円	109.6 %
鉱業	0 円	0 円	0.0 %
建設業	43,799,300 円	50,845,900 円	116.1 %
製造業	331,979,200 円	361,106,900 円	108.8 %
第3次産業	423,760,700 円	449,669,100 円	106.1 %
卸・小売業	147,404,100 円	174,038,300 円	118.1 %
飲食業	12,250,500 円	12,958,000 円	105.8 %
金融・保険業	82,522,900 円	81,639,300 円	98.9 %
不動産業	36,292,700 円	21,865,500 円	60.2 %
運輸・通信業	43,919,600 円	39,509,500 円	90.0 %
電気・ガス・水道業	9,640,100 円	14,002,900 円	145.3 %
サ - ビス業	90,836,000 円	104,248,800 円	114.8 %
その他	894,800 円	1,406,800 円	157.2 %
計	799,814,900 円	861,821,900 円	107.8 %

### 3. 固定資產稅

(1) 土地・家屋別納税義務者数の推移

(各年度5月1日現在 単位:人)

区分		年度				
		23	24	25	26	27
個人	土地	24,390	24,592	24,824	25,102	25,296
	家屋	28,368	28,663	29,007	29,862	30,139
法人	土地	770	761	765	772	786
	家屋	715	713	716	738	768
合計	土地	25,160	25,353	25,589	25,874	26,082
	家屋	29,083	29,376	29,723	30,600	30,907

(2) 償却資産納税義務者数の推移

(各年度5月1日現在 単位:人)

区分		年度				
		23	24	25	26	27
免税点以上	個人	97	119	133	140	136
	法人	671	666	673	673	717
	計	768	785	806	813	853
免税点未満	個人	210	218	227	240	256
	法人	859	847	844	837	838
	計	1,069	1,065	1,071	1,077	1,094
合計	個人	307	337	360	380	392
	法人	1,530	1,513	1,517	1,510	1,555
	計	1,837	1,850	1,877	1,890	1,947

「償却資産」

工場や商店等を経営する個人や法人が、その事業のために用いる機械・器具・備品等のこと。

「免税点」

固定資産税が課税されない基準となる課税標準額の上限。

(同一人単位:土地30万円、家屋20万円、償却資産150万円)

(3) 固定資産税調定額の推移〔現年課税分〕

(各年度5月1日現在 単位:千円)

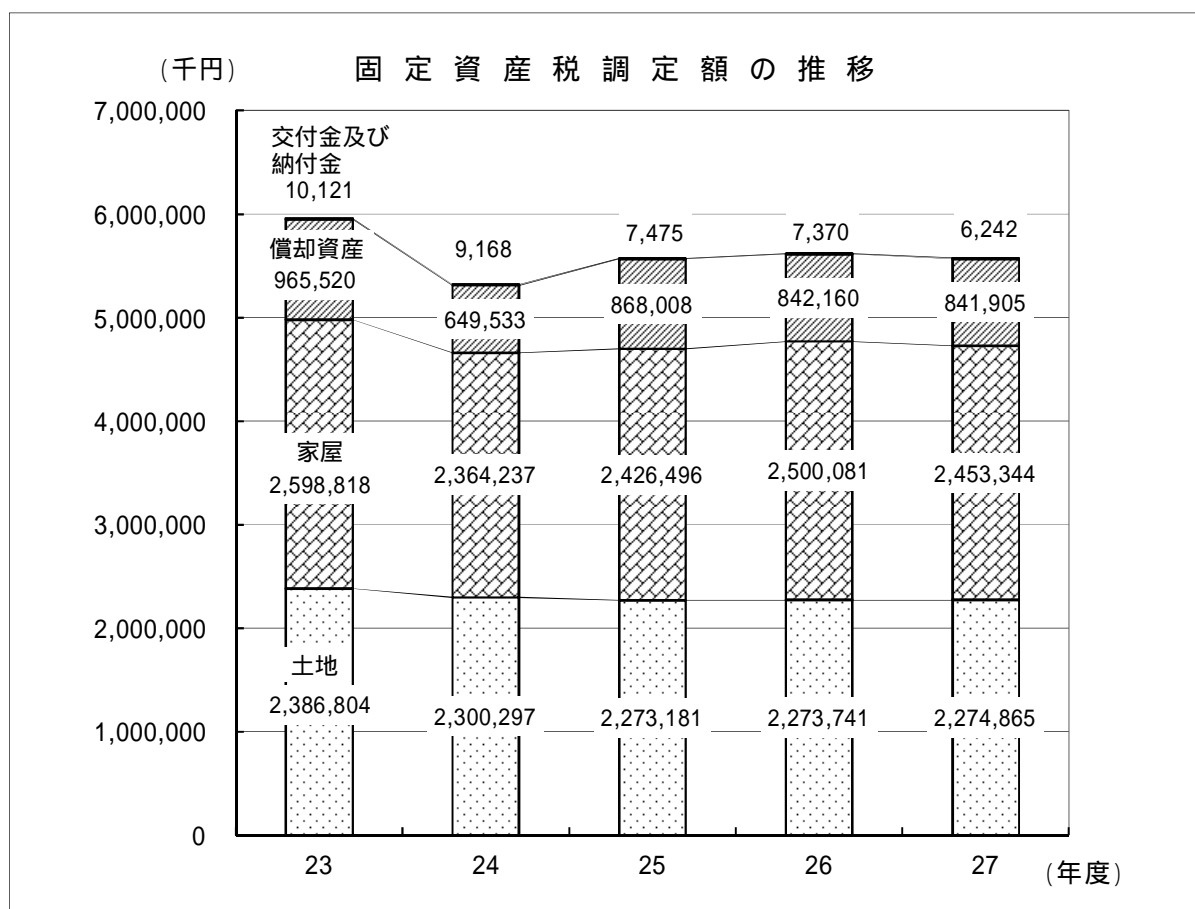
年度		23	24	25	26	27
区分						
固定資産税	土地	2,386,804	2,300,297	2,273,181	2,273,741	2,274,865
	家屋	2,598,818	2,364,237	2,426,496	2,500,081	2,453,344
	償却資産	965,520	649,533	868,008	842,160	841,905
	小計	5,951,142	5,314,067	5,567,685	5,615,982	5,570,114
交付金		10,121	9,168	7,475	7,370	6,242
合計		5,961,263	5,323,235	5,575,160	5,623,352	5,576,356

「調定額」

税収入の見込額。

「交付金」

17ページの(14)「国有資産等所在市町村交付金」を参照してください。





(4) 固定資産税の決定価格等の内訳

(平成27年5月1日現在 単位:千円)

区 分		納 税 義務者数 (人)	筆数又 は棟数	地積又は 床面積 (㎡)	決定価格 (千円)	決定価格 の構成比 (%)
免税点以上	土 地	26,082	77,537	26,813,250	463,376,083	65.2
	家 屋	30,296	33,505	5,314,275	182,462,438	25.7
	償却資産	853	-	-	62,928,379	8.9
	市評価分	838	-	-	36,255,436	5.1
	国・県配分	15	-	-	26,672,943	3.8
	小 計	57,231	111,042	32,127,525	708,766,900	99.8
免税点未満	土 地	2,486	3,779	1,458,211	1,025,672	0.1
	家 屋	611	734	31,549	51,038	0.0
	償却資産	1,094	-	-	435,045	0.1
	市評価分	1,092	-	-	433,525	0.1
	国・県配分	2	-	-	1,520	0.0
	小 計	4,191	4,513	1,489,760	1,511,755	0.2
合 計		61,422	115,555	33,617,285	710,278,655	100.0

「決定価格」

固定資産税を課税するために決定した価格。固定資産税評価額。

「償却資産 市評価分」

償却資産のうち、納税義務者の申告に基づき、市が評価したもの。

「償却資産 国・県配分」

償却資産のうち、地方税法第389条第1項の規定により、総務大臣もしくは県知事が指定し、総務省令に基づき、市に配分したもの。

(5) 償却資産の決定価格等の内訳

(平成27年5月1日現在 単位:千円)

種 類	区 分	決定価格	課税標準額	
				うち公益事業等 特例分
市評価分	構 築 物	8,106,852	8,061,372	28,845
	機 械 及 び 装 置	21,115,504	20,330,673	871,322
	車 両 及 び 運 搬 具	80,851	80,851	0
	工 具 ・ 器 具 ・ 備 品	6,952,229	6,946,686	10,536
	小 計	36,255,436	35,419,582	910,703
国・県配分		26,672,943	24,732,156	0
合 計		62,928,379	60,151,738	910,703

(6) 都市計画税納税義務者数の推移

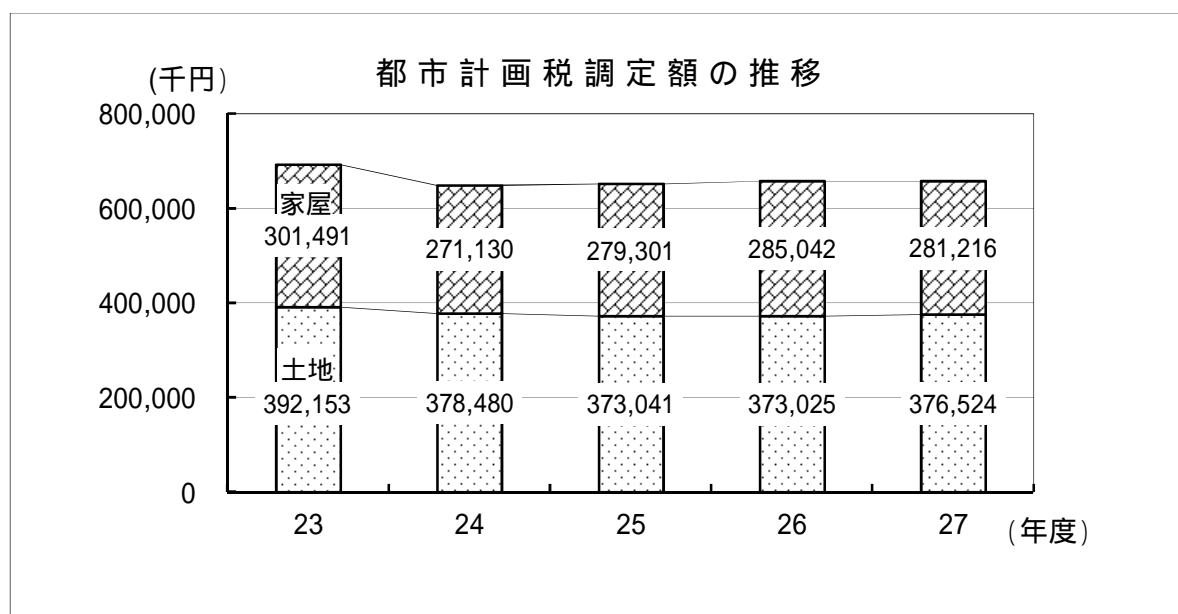
(各年度5月1日現在 単位:人)

区分 \ 年度	23	24	25	26	27
個人	38,723	39,020	39,370	39,718	40,069
法人	1,024	1,015	1,013	1,024	1,061
合計	39,747	40,035	40,383	40,742	41,130

(7) 都市計画税調定額の推移〔現年課税分〕

(各年度5月1日現在 単位:千円)

区分 \ 年度	23	24	25	26	27
土地	392,153	378,480	373,041	373,025	376,524
家屋	301,491	271,130	279,301	285,042	281,216
合計	693,644	649,610	652,342	658,067	657,740



(8) 都市計画税の決定価格等の内訳

(平成27年5月1日現在 免税点以上)

区分	納税義務者数 (人)	筆数又は棟数	地積又は床面積 (㎡)	決定価格 (千円)	決定価格の構成比 (%)
土地	18,897	29,253	7,058,000	391,121,836	73.5
家屋	22,233	21,048	3,778,692	141,060,227	26.5
合計	41,130	50,301	10,836,692	532,182,063	100.0

## (9) 土地・地目別集計表

(平成27年5月1日現在 非課税免税点未満含む)

区 分		筆 数	地 積	決定価格
地 目		(筆)	(㎡)	(千円)
田		8,453	6,821,990	1,296,206
畑		10,842	6,497,069	12,468,960
宅 地	住 宅 用 地	48,577	8,330,578	313,405,009
	非 住 宅 用 地	2,855	1,978,774	74,256,306
	小 計	51,432	10,309,352	387,661,315
池	沼	58	47,266	27,972
山	林	1,657	1,224,034	972,804
原	野	1,464	684,590	43,534
雑	種 地	7,393	2,679,750	61,930,541
その他(公衆用道路等)		49,651	12,755,949	423
合 計		130,950	41,020,000	464,401,755

## (10) 木造家屋・種類別集計表

(平成27年5月1日現在 非課税免税点未満含む)

区 分		棟 数	床面積	決定価格
地 目		(棟)	(㎡)	(千円)
住 宅	専 用	21,348	2,311,511	65,683,317
	共 同	638	136,259	3,548,878
	併 用	930	117,540	1,944,541
	小 計	22,916	2,565,310	71,176,736
旅館・料亭・待合・ホテル		10	588	5,869
事務所・銀行・店舗		293	26,344	578,648
劇場・映画館・病院		28	4,397	174,014
工場・倉庫		242	19,665	140,694
土 蔵		511	10,859	38,243
附 属 家		2,561	114,897	502,830
合 計		26,561	2,742,060	72,617,034

## (11) 木造以外家屋・種類別集計表

(平成27年5月1日現在 非課税・免税点未満含む)

種 類	区 分	棟数 (棟)	床面積 (㎡)	決定価格 (千円)
事務所・銀行・店舗・百貨店		634	283,387	13,805,760
住宅・共同住宅		3,829	1,374,605	60,337,896
ホテル・病院		39	55,023	4,488,437
工場・倉庫・市場		1,405	725,924	27,065,717
その他		1,771	164,825	4,198,632
合 計		7,678	2,603,764	109,896,442

## (12) 新增築家屋棟数の推移

(各年度5月1日現在 単位:棟)

年度		23	24	25	26	27
区分						
木 造	新 築	467	410	326	391	423
	増 築	14	5	7	10	6
	小 計	481	415	333	401	429
木 造 以 外	新 築	96	106	222	107	104
	増 築	5	9	3	1	2
	小 計	101	115	225	108	106
合 計	新 築	563	516	548	498	527
	増 築	19	14	10	11	8
	計	582	530	558	509	535

## (13) 減少分家屋棟数の推移

(各年度5月1日現在 単位:棟)

年度		23	24	25	26	27
区分						
木 造		205	207	230	274	265
木 造 以 外		43	75	47	79	83
合 計		248	282	277	353	348

## (14) 国有資産等所在市町村交付金

(平成27年5月1日現在 単位:千円)

区分 所有者	固定資産の価格	算定標準額	調定額
財務省関東財務局	0	0	0
埼玉県都市整備部	1,046,319	315,935	4,423
埼玉県総務部	145,555	33,159	464
国土交通省 関東地方整備局	405,480	96,783	1,355
合計	1,597,354	445,877	6,242

## 「国有資産等所在市町村交付金」

国や地方公共団体の所有する固定資産のうち、一般の固定資産と異ならないような状態で使用されているもの(宿舍等)について、固定資産税に準じて、国や地方公共団体から交付される交付金。

## (15) 固定資産評価審査委員会委員一覧

(平成27年5月1日現在)

役職名	氏名	任期
委員長	山口昌孝	平成27年3月20日～平成30年3月19日
委員長職務代理者	鈴木曄	平成27年3月20日～平成30年3月19日
委員	吉川洋	平成27年3月20日～平成30年3月19日

## 「固定資産評価審査委員会」

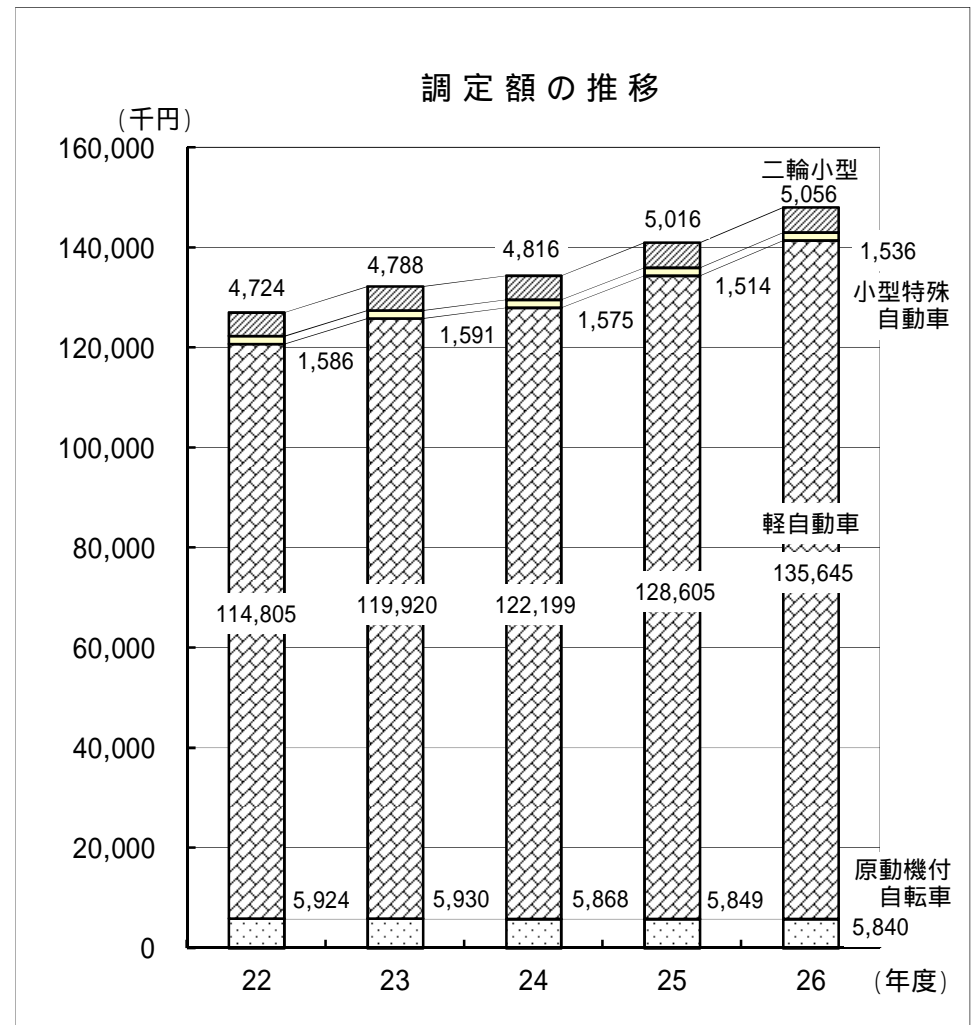
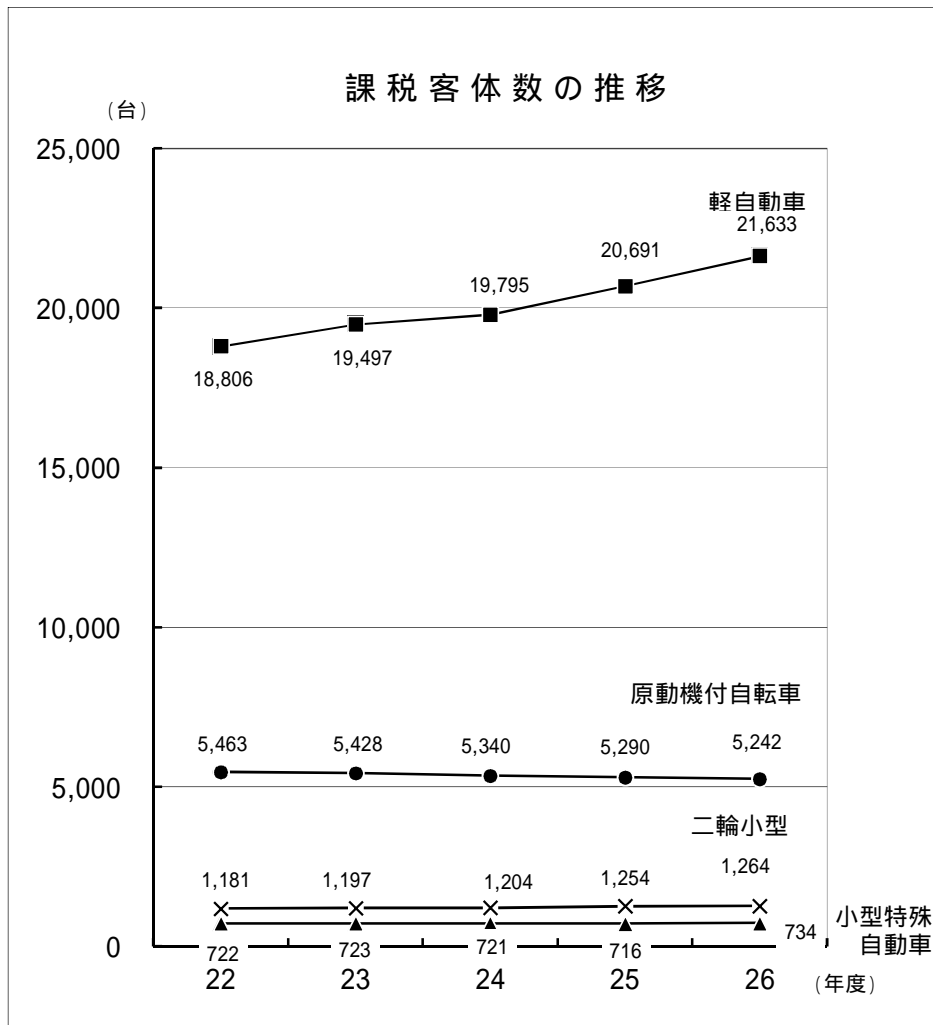
固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を審査決定するために設置されている委員会。

## 4 . 諸 税

(1) 軽自動車税課税客体数及び調定額の推移

種別		年度		22		23		24		25		26		税率
		区分		台数 (台)	調定額 (千円)	台数 (台)	調定額 (千円)	台数 (台)	調定額 (千円)	台数 (台)	調定額 (千円)	台数 (台)	調定額 (千円)	
原動機付自転車	5 0 cc 以下		4,578	4,578	4,478	4,478	4,353	4,353	4,258	4,258	4,144	4,144	1,000	
	9 0 cc 以下		290	348	290	348	283	340	267	320	271	325	1,200	
	1 2 5 cc 以下		544	870	607	971	650	1,040	713	1,141	774	1,238	1,600	
	ミ ニ カ ー		51	128	53	133	54	135	52	130	53	133	2,500	
	小 計		5,463	5,924	5,428	5,930	5,340	5,868	5,290	5,849	5,242	5,840		
軽自動車	二輪・二輪のけん引車		1,248	2,995	1,235	2,964	1,222	2,933	1,234	2,962	1,220	2,928	2,400	
	三 輪		1	3	1	3	1	3	1	3	1	3	3,100	
	四輪	乗用	自家用	13,054	93,989	13,781	99,223	14,112	101,606	14,994	107,957	16,011	115,279	7,200
			営業用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5,500
		貨物	自家用	4,309	17,236	4,290	17,160	4,277	17,108	4,297	17,188	4,232	16,928	4,000
			営業用	194	582	190	570	183	549	165	495	169	507	3,000
	小 計		18,806	114,805	19,497	119,920	19,795	122,199	20,691	128,605	21,633	135,645		
小型特殊車	農 耕 作 業 用		583	933	583	933	585	936	597	955	617	987	1,600	
	そ の 他		139	653	140	658	136	639	119	559	117	549	4,700	
	小 計		722	1,586	723	1,591	721	1,575	716	1,514	734	1,536		
二輪の小型自動車		1,181	4,724	1,197	4,788	1,204	4,816	1,254	5,016	1,264	5,056	4,000		
合 計		26,172	127,039	26,845	132,229	27,060	134,458	27,951	140,984	28,873	148,077			
前 年 比		101.1	102.4	102.6	104.1	100.8	101.7	103.3	104.9	103.3	105.0			

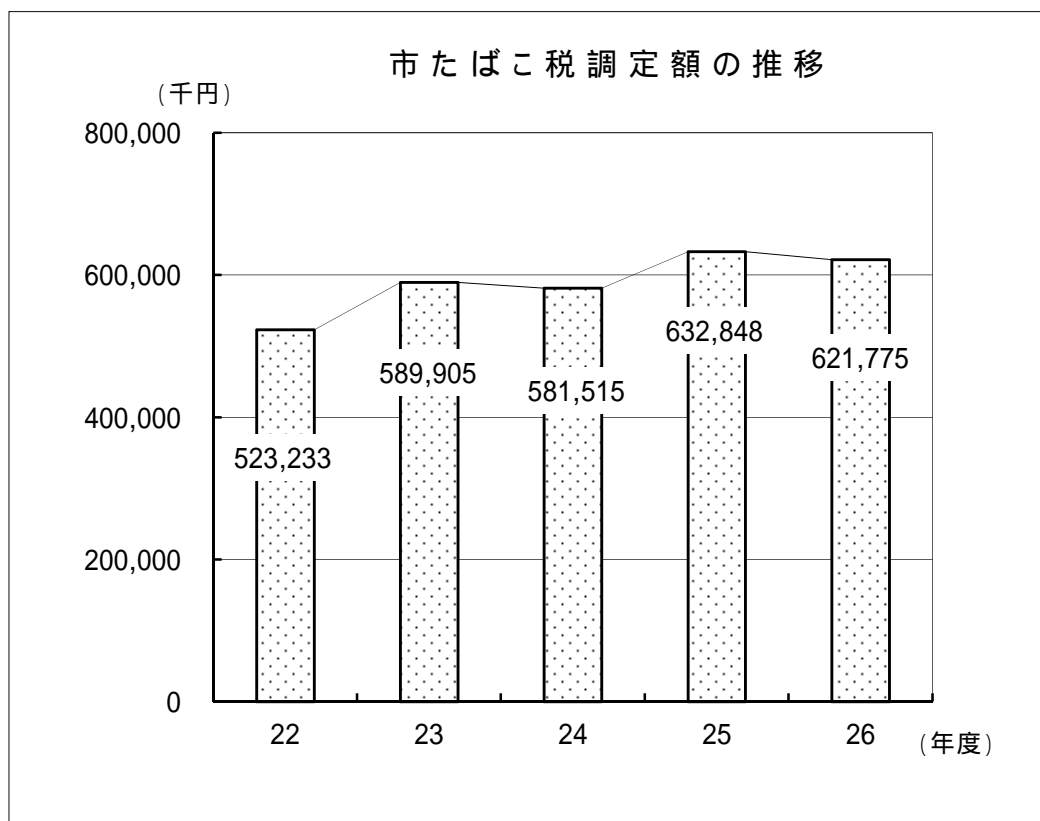
(2) 軽自動車税課税客体数及び調定額の推移 (グラフ)





(3) 市たばこ税調定額及び売渡本数の推移

年度		22	23	24	25	26
区分	調定額 (千円)	523,233	589,905	581,515	632,848	621,775
	対前年比 (%)	101.8	112.7	98.6	108.8	98.3
区分	売渡本数 (千本)	148,639	129,861	128,475	124,240	121,124
	旧3級品以外	146,061	125,827	123,623	119,049	115,494
	旧3級品	2,578	4,034	4,852	5,191	5,630
	対前年比 (%)	94.8	87.4	98.9	96.7	97.5
税率	旧3級品以外	平成15年7月1日から平成18年6月31日まで				2,977 円 / 千本
		平成18年7月1日から平成22年9月30日まで				3,298 円 / 千本
		平成22年10月1日から平成25年3月31日				4,618 円 / 千本
		平成25年4月1日から				5,262 円 / 千本
	旧3級品	平成15年7月1日から平成18年6月31日まで				1,412 円 / 千本
		平成18年7月1日から平成22年9月30日まで				1,564 円 / 千本
		平成22年10月1日から平成25年3月31日				2,190 円 / 千本
		平成25年4月1日から				2,495 円 / 千本



## 5 . 徵 收

(1) 年度別市税決算額

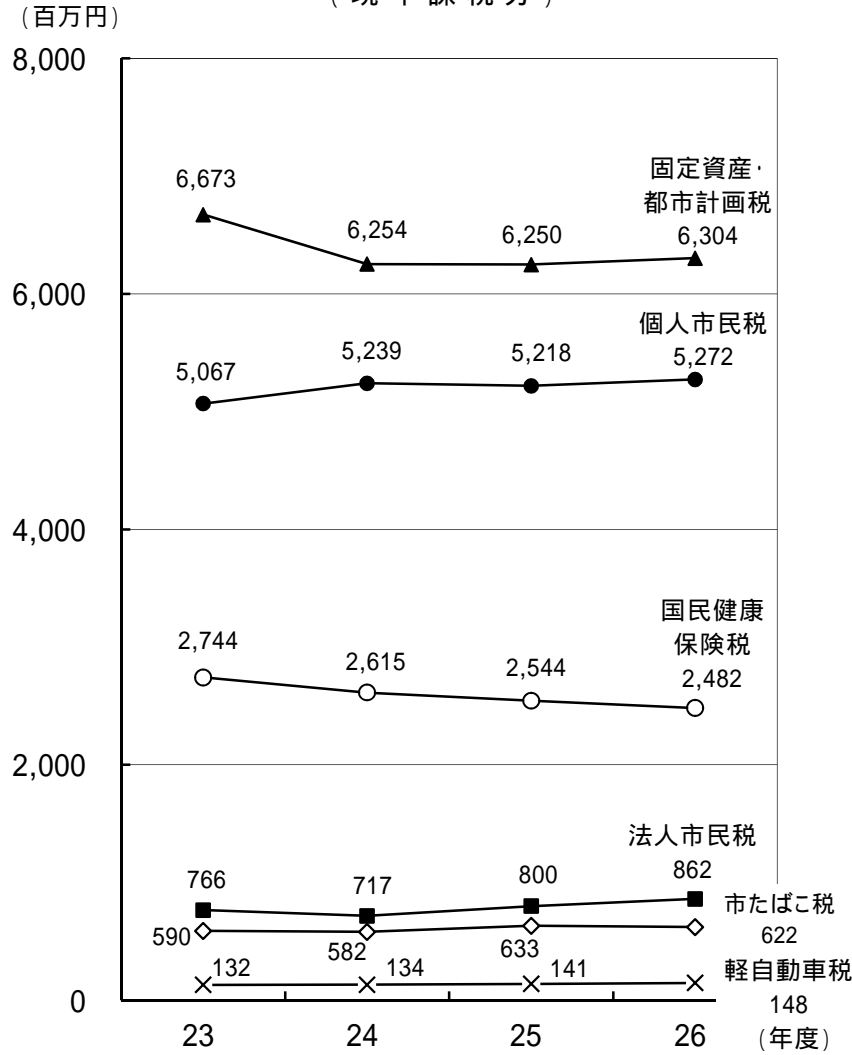
税目		23			24			25			26		
		調定額 (千円)	収入済額 (千円)	収入率 (%)	調定額 (千円)	収入済額 (千円)	収入率 (%)	調定額 (千円)	収入済額 (千円)	収入率 (%)	調定額 (千円)	収入済額 (千円)	収入率 (%)
市民税	個人	5,067,158	4,927,039	97.2	5,239,278	5,085,705	97.1	5,218,232	5,078,266	97.3	5,271,665	5,136,236	97.4
	法人	766,165	761,715	99.4	717,188	711,330	99.2	799,815	796,210	99.5	861,822	857,751	99.5
	計	5,833,323	5,688,754	97.5	5,956,466	5,797,035	97.3	6,018,047	5,874,476	97.6	6,133,487	5,993,987	97.7
固定資産税	固定資産税	5,969,210	5,829,380	97.7	5,595,017	5,493,062	98.2	5,590,536	5,492,663	98.2	5,638,595	5,544,085	98.3
	交付金及び 納付金	10,121	10,121	100.0	9,169	9,169	100.0	7,475	7,475	100.0	7,370	7,370	100.0
	計	5,979,331	5,839,501	97.7	5,604,186	5,502,231	98.2	5,598,011	5,500,138	98.3	5,645,965	5,551,455	98.3
軽自動車税		132,229	128,358	97.1	134,458	130,539	97.1	140,984	137,291	97.4	148,079	144,685	97.7
市たばこ税		589,906	589,906	100.0	581,515	581,515	100.0	632,848	632,848	100.0	621,775	621,775	100.0
特別土地保有税		0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
都市計画税		693,202	677,022	97.7	649,604	637,765	98.2	652,435	641,013	98.2	658,274	647,240	98.3
小計		13,227,991	12,923,541	97.7	12,926,229	12,649,085	97.9	13,042,325	12,785,766	98.0	13,207,580	12,959,142	98.1
滞納繰越分		1,455,094	239,099	16.4	1,427,388	225,753	15.8	1,382,666	289,105	20.9	1,181,750	241,321	20.4
合計		14,683,085	13,162,640	89.6	14,353,617	12,874,838	89.7	14,424,991	13,074,871	90.6	14,389,330	13,200,463	91.7
国民健康保険税		2,744,470	2,378,237	86.7	2,615,166	2,281,288	87.2	2,544,489	2,245,631	88.3	2,481,893	2,199,977	88.6
滞納繰越分		2,046,243	229,066	11.2	2,065,507	246,521	11.9	1,912,721	239,076	12.5	1,586,706	259,344	16.3
合計		4,790,713	2,607,303	54.4	4,680,673	2,527,809	54.0	4,457,210	2,484,707	55.7	4,068,599	2,459,321	60.4

「調定額」

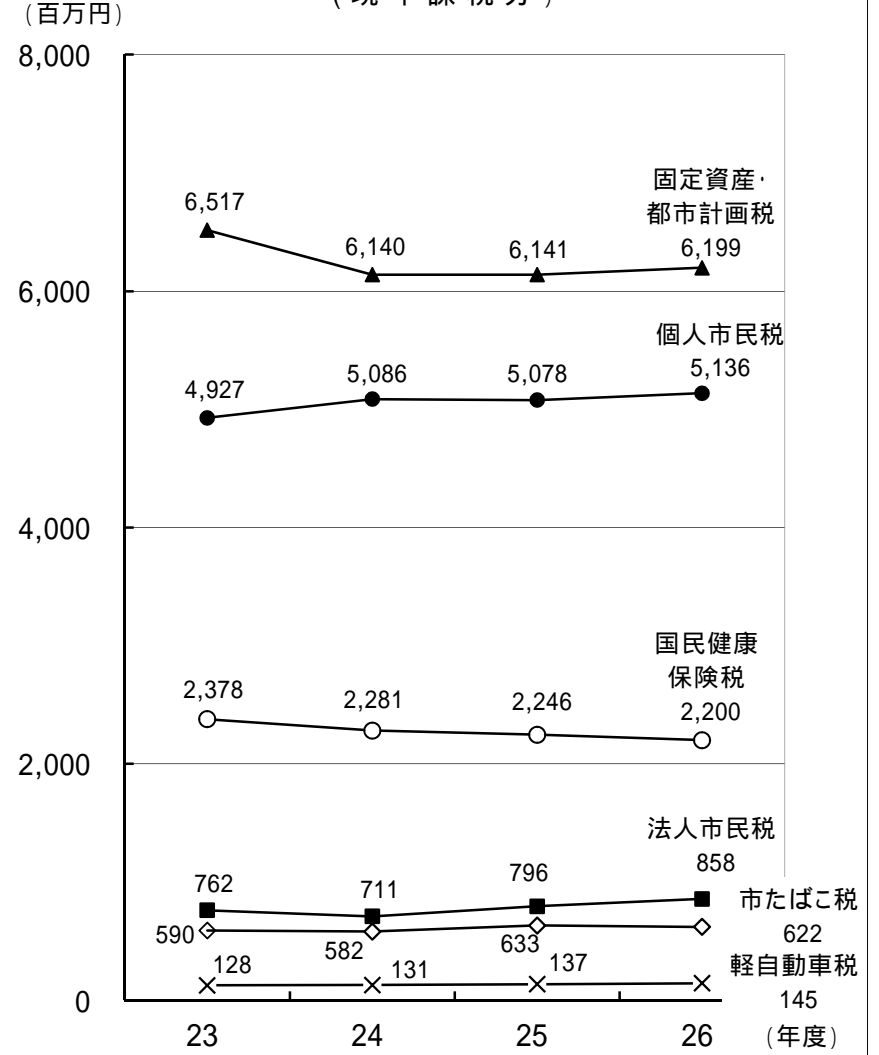
各税目ごとに課税を決定した金額

(2) 各税目の調定額及び収入済額の推移

各税目の調定額の推移  
(現年課税分)

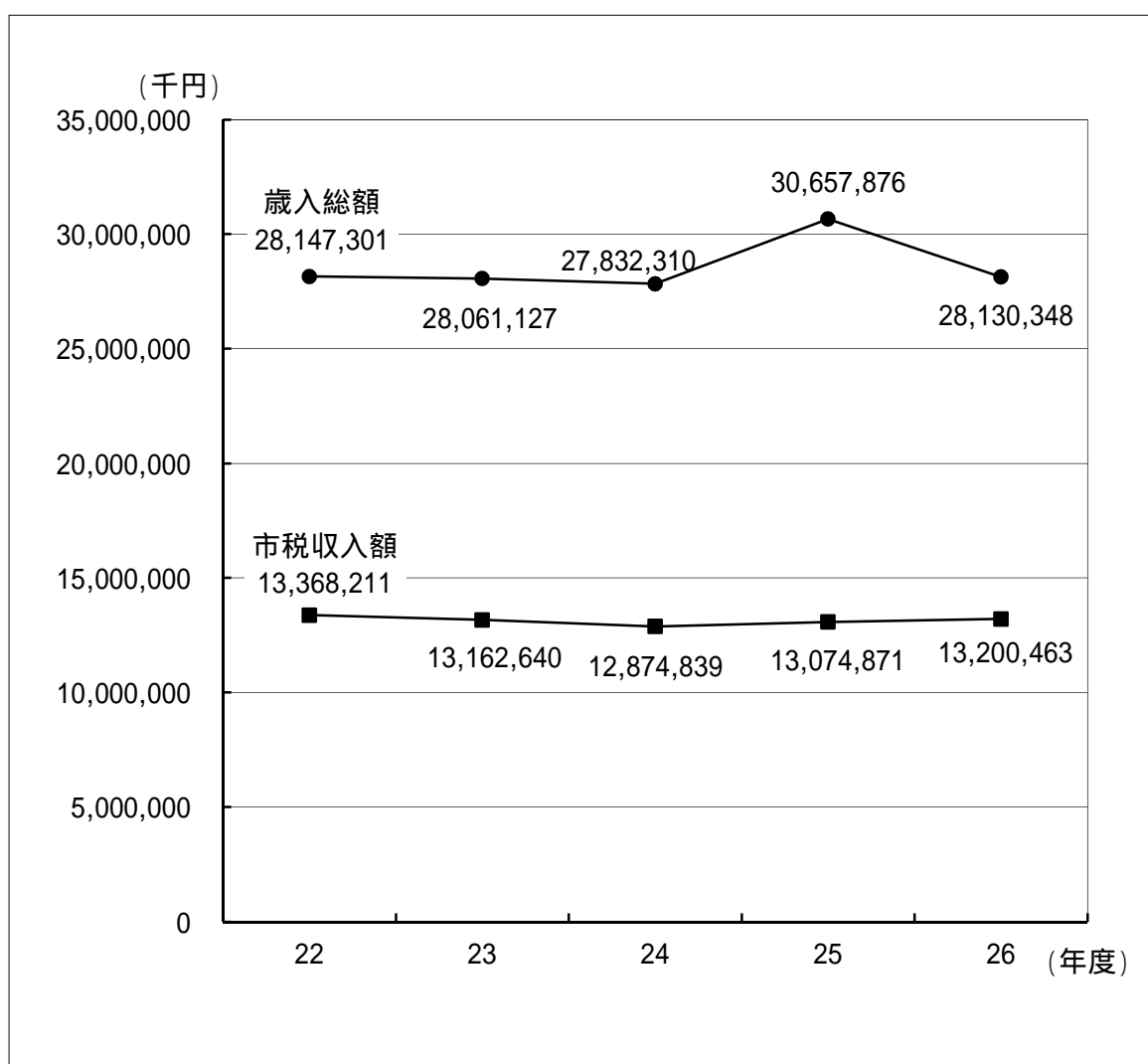


各税目の収入済額の推移  
(現年課税分)



(3) 一般会計歳入総額と市税収入額の推移

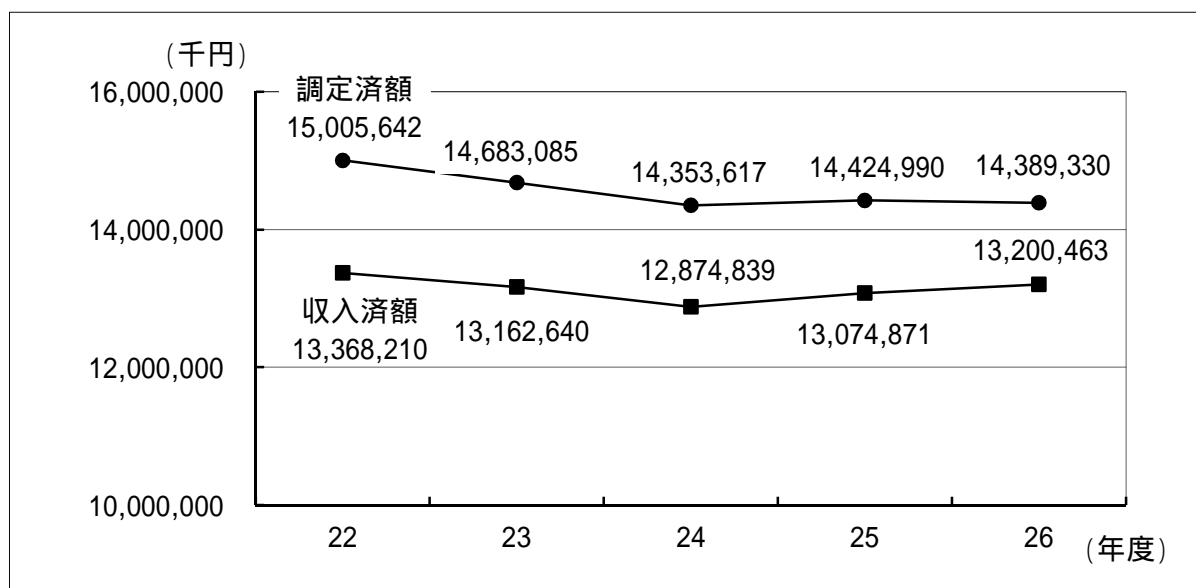
年度 区分	22	23	24	25	26
歳入総額 (A) (千円)	28,147,301	28,061,127	27,832,310	30,657,876	28,130,348
市税収入額 (B) (千円)	13,368,211	13,162,640	12,874,839	13,074,871	13,200,463
歳入総額に占める 市税の割合 (B / A) (%)	47.5	46.9	46.3	42.6	46.9



(4) 市税調定額及び徴収率等一覧表

年度		22	23	24	25	26
区分						
調定済額	現年度課税分 A (千円)	13,407,418	13,227,991	12,926,229	13,042,325	13,207,580
	滞納繰越分 B (千円)	1,598,224	1,455,094	1,427,388	1,382,665	1,181,750
	合 計 C (千円)	15,005,642	14,683,085	14,353,617	14,424,990	14,389,330
	Cのうち徴収猶予 D (千円)	0	0	0	0	0
	Dのうち現年度 課税分 (千円)	0	0	0	0	0
収入済額	現年度課税分 E (千円)	13,097,363	12,923,541	12,649,086	12,785,766	12,959,143
	滞納繰越分 F (千円)	270,847	239,099	225,753	289,105	241,320
	合 計 G (千円)	13,368,210	13,162,640	12,874,839	13,074,871	13,200,463
不 納 欠 損 額 H (千円)		180,828	91,499	95,230	166,698	237,449
収入未済額 (C - G - H) I (千円)		1,456,604	1,428,946	1,383,548	1,183,421	951,418
徴収率	現年度課税分 (E / A) (%)	97.7	97.7	97.9	98.0	98.1
	滞納繰越分 (F / B) (%)	16.9	16.4	15.8	20.9	20.4
	合 計 (G / C) (%)	89.1	89.6	89.7	90.6	91.7

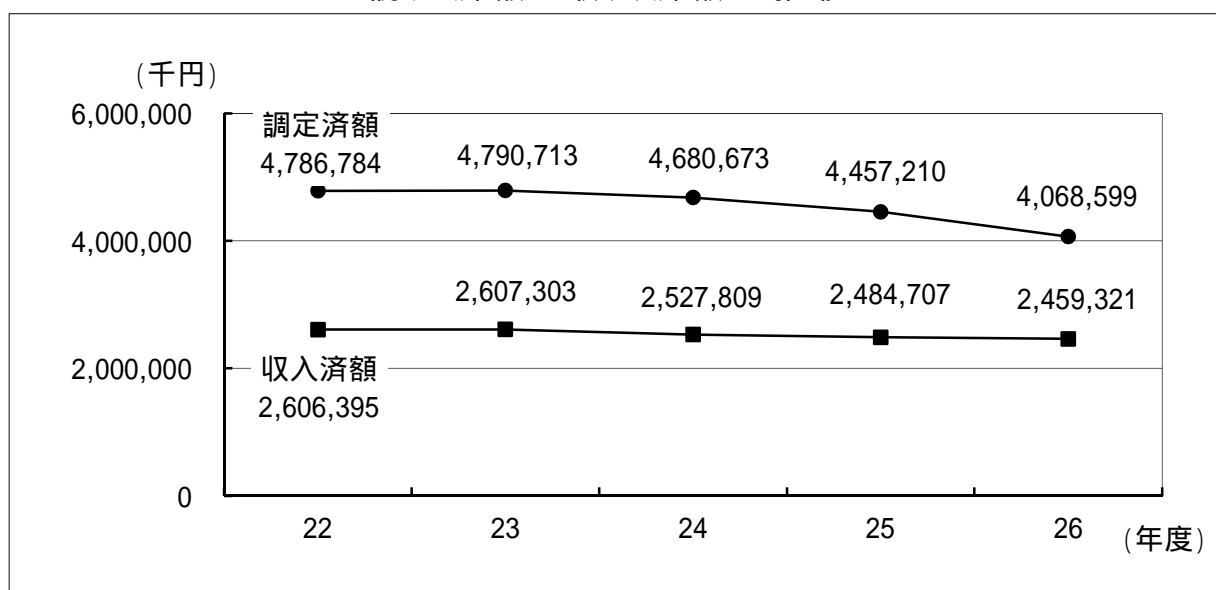
調定済額と収入済額の推移



(5) 国民健康保険税調定額及び徴収率等一覧表

区分		年度				
		22	23	24	25	26
調定 済額	現年度課税分 A (千円)	2,720,897	2,744,470	2,615,166	2,544,489	2,481,893
	滞納繰越分 B (千円)	2,065,887	2,046,243	2,065,507	1,912,721	1,586,706
	合 計 C (千円)	4,786,784	4,790,713	4,680,673	4,457,210	4,068,599
収入 済額	現年度課税分 D (千円)	2,345,615	2,378,237	2,281,288	2,245,631	2,199,977
	滞納繰越分 E (千円)	260,780	229,066	246,521	239,076	259,344
	合 計 F (千円)	2,606,395	2,607,303	2,527,809	2,484,707	2,459,321
不 納 欠 損 額 G (千円)		120,087	104,063	226,614	371,871	184,961
収 入 未 済 額 (C - F - G) H (千円)		2,060,302	2,079,347	1,926,250	1,600,632	1,424,317
徴 収 率	現年度課税分 (D / A) (%)	86.2	86.7	87.2	88.3	88.6
	滞納繰越分 (E / B) (%)	12.6	11.2	11.9	12.5	16.3
	合 計 (F / C) (%)	54.4	54.4	54.0	55.7	60.4

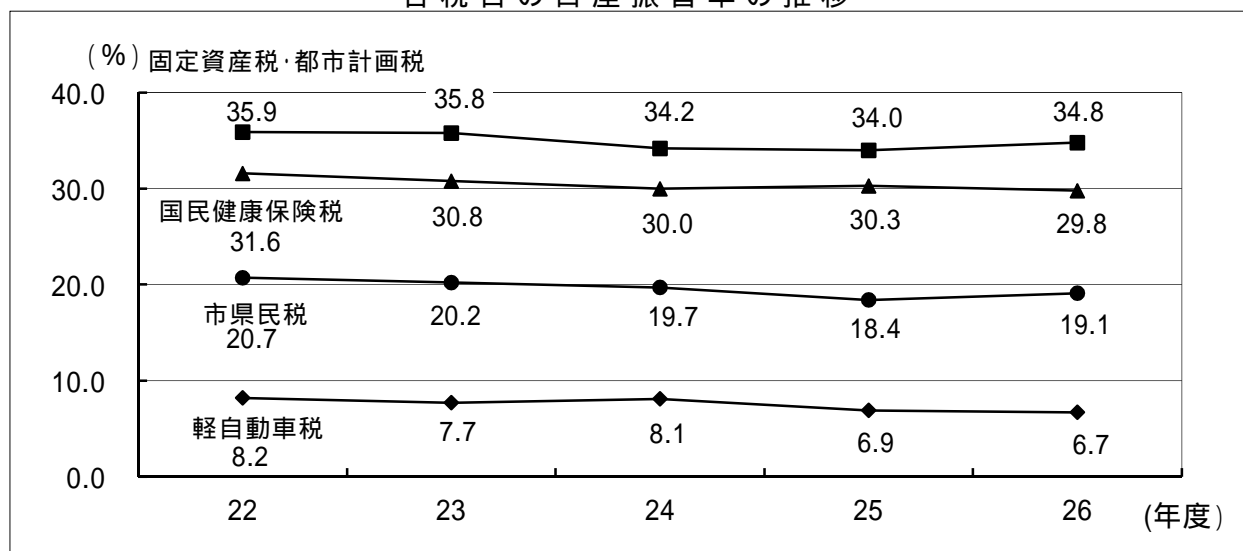
調定済額と収入済額の推移



(6) 口座振替利用状況

区分	税目	年度				
		22	23	24	25	26
納税義務者 (人)	市 県 民 税	18,238	17,799	19,722	16,963	18,624
	固定資産税・都市計画税	35,162	35,487	36,752	36,145	37,213
	軽自動車税	26,172	26,843	27,060	27,951	28,873
	国民健康保険税	14,079	13,145	14,075	13,107	14,924
	合 計	93,651	93,274	97,609	94,166	99,634
振替件数 (件)	市 県 民 税	3,775	3,602	3,885	3,127	3,563
	固定資産税・都市計画税	12,623	12,687	12,579	12,287	12,964
	軽自動車税	2,146	2,062	2,192	1,940	1,940
	国民健康保険税	4,448	4,053	4,227	3,973	4,442
	合 計	22,992	22,404	22,883	21,327	22,909
振替加入率 (%)	市 県 民 税	20.7	20.2	19.7	18.4	19.1
	固定資産税・都市計画税	35.9	35.8	34.2	34.0	34.8
	軽自動車税	8.2	7.7	8.1	6.9	6.7
	国民健康保険税	31.6	30.8	30.0	30.3	29.8
	合 計	24.6	24.0	23.4	22.6	23.0

各税目の口座振替率の推移





## (7) コンビニ収納状況

区分		年度				
		22	23	24	25	26
市・県民税	件数 (件)	16,962	18,085	18,516	21,436	23,805
	金額 (千円)	351,273	395,750	422,322	481,933	514,527
固定資産税・都市計画税	件数 (件)	17,465	22,211	24,017	27,411	28,434
	金額 (千円)	338,624	416,094	421,195	484,499	521,683
軽自動車税	件数 (件)	9,179	9,778	10,661	12,034	12,012
	金額 (千円)	46,013	49,636	54,583	61,329	62,940
国民健康保険税	件数 (件)	19,465	21,728	23,132	25,803	27,078
	金額 (千円)	316,886	329,761	324,646	372,783	393,077
合計	件数 (件)	63,071	71,802	76,326	86,684	91,329
	金額 (千円)	1,052,796	1,191,241	1,222,746	1,400,544	1,492,227

## (8) 年度別差押財産状況の内訳

区分		年度				
		22	23	24	25	26
動産または電話債券	件数 (件)	0	1	1	0	3
	税額 (千円)	0	168	60	0	4,633
債権	件数 (件)	423	658	328	256	238
	税額 (千円)	584,305	335,037	287,952	112,530	167,808
不動産	件数 (件)	14	12	7	38	13
	税額 (千円)	21,953	3,717	3,018	77,611	52,051
合計	件数 (件)	437	671	336	294	254
	税額 (千円)	606,258	338,922	291,030	190,141	224,492

平成19年度より参加差押を含まない。

(9) 督促状発付状況

種別	年度 区分	23			24			25			26					
		期	納税義務者 (人)	発付数 (件)	発付率 (%)	期	納税義務者 (人)	発付数 (件)	発付率 (%)	期	納税義務者 (人)	発付数 (件)	発付率 (%)	期	納税義務者 (人)	発付数 (件)
市県民税 (普通徴収)	1	20,073	4,793	23.9	1	19,381	4,135	21.3	1	19,331	4,575	23.7	1	18,624	4,225	22.7
	2	17,606	4,443	25.2	2	17,004	3,766	22.1	2	16,905	4,486	26.5	2	16,329	4,317	26.4
	3	17,484	4,554	26.0	3	16,951	4,004	23.6	3	16,598	4,355	26.2	3	15,962	4,135	25.9
	4	17,799	4,380	24.6	4	17,175	3,920	22.8	4	16,963	4,266	25.1	4	16,369	4,286	26.2
	計	72,962	18,170	24.9	計	70,511	15,825	22.4	計	69,797	17,682	25.3	計	67,284	16,963	25.2
固定資産税 都市計画税	1	36,201	3,883	10.7	1	36,581	3,624	9.9	1	36,960	3,837	10.4	1	37,213	3,904	10.5
	2	35,471	4,579	12.9	2	35,778	3,630	10.1	2	36,142	3,942	10.9	2	36,417	4,045	11.1
	3	35,487	3,583	10.1	3	35,779	3,178	8.9	3	36,145	3,504	9.7	3	36,414	3,521	9.7
	4	35,483	3,723	10.5	4	35,774	3,298	9.2	4	36,145	3,614	10.0	4	36,412	3,981	10.9
	計	142,642	15,768	11.1	計	143,912	13,730	9.5	計	145,392	14,897	10.2	計	146,456	15,451	10.5
軽自動車税	全	26,843	4,075	15.2	全	27,060	4,183	15.5	全	27,935	4,048	14.5	全	28,864	4,149	14.4
国民健康 保険税	1	14,213	4,106	28.9	1	15,188	3,541	23.3	1	15,217	3,159	20.8	1	14,924	3,798	25.4
	2	14,126	3,945	27.9	2	15,124	3,465	22.9	2	15,110	3,514	23.3	2	14,879	3,814	25.6
	3	14,036	3,958	28.2	3	15,030	3,530	23.5	3	14,961	3,520	23.5	3	14,737	3,582	24.3
	4	13,324	3,757	28.2	4	14,156	3,251	23.0	4	13,969	3,351	24.0	4	13,823	3,538	25.6
	5	13,308	3,722	28.0	5	14,221	3,286	23.1	5	14,034	3,154	22.5	5	13,876	3,450	24.9
	6	13,309	3,601	27.1	6	14,166	3,185	22.5	6	13,985	3,330	23.8	6	13,793	3,362	24.4
	7	13,196	3,633	27.5	7	14,103	3,174	22.5	7	13,858	3,052	22.0	7	13,672	3,441	25.2
	8	13,155	3,629	27.6	8	14,063	3,143	22.3	8	13,867	2,967	21.4	8	13,687	3,366	24.6
	9	13,145	3,672	27.9	9	14,075	3,136	22.3	9	13,878	3,159	22.8	9	13,748	3,195	23.2
	計	121,812	34,023	27.9	計	130,126	29,711	22.8	計	128,879	29,206	22.7	計	127,139	31,546	24.8

随時期、市県民税特別徴収及び法人市民税含まない。

## 6. そ の 他

(1) 市税の税率及び納期等の一覧表

(平成27年7月1日現在)

税目		課税客体・納税義務者	内 容 (税率等)			納期限 (平成27年度)
市 民 税	個人	(課税客体) 個人の所得  (納税義務者) 市内に住所を有する個人 市内に事務所、事業所又は 家屋敷を有する個人で、市 内に住所を有しない者	均等割	市 民 税	県 民 税	(普通徴収) 第1期 6月30日 第3期 11月 2日 第2期 8月31日 第4期 2月 1日  (特別徴収) 6月から翌年5月までの給与から納付 (事業所は翌月10日までに納付)
		年額 3,500 円		年額 1,500 円		
市 民 税	法人	(課税客体) 法人の法人税額  (納税義務者) 市内に事務所、事業所を有 する法人 市内に寮等を有する法人 で市内に事務所、事業所 を有しないもの及び市内に 事業所又は寮等を有する 法人でない社団又は財団 で代表者又は管理人の定 めのあるもの	均等割	法 人 等 の 区 分		原則として、事業年度終了後2か月以内 に申告納付
		市内従業者		税額(年額)		
市 民 税	法人	(課税客体) 法人の法人税額  (納税義務者) 市内に事務所、事業所を有 する法人 市内に寮等を有する法人 で市内に事務所、事業所 を有しないもの及び市内に 事業所又は寮等を有する 法人でない社団又は財団 で代表者又は管理人の定 めのあるもの	均等割	資 本 金 等 の 額	市内従業者	税額(年額)
				50億円を超える法人	50人超	3,000,000円
市 民 税	法人	(課税客体) 法人の法人税額  (納税義務者) 市内に事務所、事業所を有 する法人 市内に寮等を有する法人 で市内に事務所、事業所 を有しないもの及び市内に 事業所又は寮等を有する 法人でない社団又は財団 で代表者又は管理人の定 めのあるもの	均等割	10億円を超え 50億円以下の法人	50人超	1,750,000円
				10億円を超える法人	50人以下	410,000円
市 民 税	法人	(課税客体) 法人の法人税額  (納税義務者) 市内に事務所、事業所を有 する法人 市内に寮等を有する法人 で市内に事務所、事業所 を有しないもの及び市内に 事業所又は寮等を有する 法人でない社団又は財団 で代表者又は管理人の定 めのあるもの	均等割	1億円を超え 10億円以下の法人	50人超	400,000円
				1億円を超え 10億円以下の法人	50人以下	160,000円
市 民 税	法人	(課税客体) 法人の法人税額  (納税義務者) 市内に事務所、事業所を有 する法人 市内に寮等を有する法人 で市内に事務所、事業所 を有しないもの及び市内に 事業所又は寮等を有する 法人でない社団又は財団 で代表者又は管理人の定 めのあるもの	均等割	1千万円を超え 1億円以下の法人	50人超	150,000円
				1千万円を超え 1億円以下の法人	50人以下	130,000円
市 民 税	法人	(課税客体) 法人の法人税額  (納税義務者) 市内に事務所、事業所を有 する法人 市内に寮等を有する法人 で市内に事務所、事業所 を有しないもの及び市内に 事業所又は寮等を有する 法人でない社団又は財団 で代表者又は管理人の定 めのあるもの	均等割	1千万円以下の法人	50人超	120,000円
				上記以外の法人	50人以下	50,000円
市 民 税	法人	(課税客体) 法人の法人税額  (納税義務者) 市内に事務所、事業所を有 する法人 市内に寮等を有する法人 で市内に事務所、事業所 を有しないもの及び市内に 事業所又は寮等を有する 法人でない社団又は財団 で代表者又は管理人の定 めのあるもの	法人税割	法 人 等 の 区 分	平成26年9月30 日以前に開始	平成26年10月1 日以降に開始
				資本金の額又は出資金の額が1億円を 超える法人又は法人税額が年400万円 を超える法人	14.7%	12.1%
市 民 税	法人	(課税客体) 法人の法人税額  (納税義務者) 市内に事務所、事業所を有 する法人 市内に寮等を有する法人 で市内に事務所、事業所 を有しないもの及び市内に 事業所又は寮等を有する 法人でない社団又は財団 で代表者又は管理人の定 めのあるもの	法人税割	上記以外の法人	12.3%	9.7%
固定資産税		(課税客体) 土地、家屋及び償却資産 (納税義務者) 上記課税客体の所有者	土 地 家 屋 償却資産	1.4%	免 税 点 土 地 300,000円 家 屋 200,000円	第1期 6月 1日 第2期 7月31日 第3期 12月25日 第4期 2月29日
都市計画税		(課税客体) 市街化区域内の土地及び家屋 (納税義務者) 上記課税客体の所有者	土 地 家 屋	0.2%	償却資産 1,500,000円	

(1) 市税の税率及び納期等の一覧表

(平成27年7月1日現在)

税目	課税客体・納税義務者	内 容 (税率等)	納期限 (平成27年度)																																																												
軽自動車税	(課税客体) 原動機付自転車 軽自動車 小型特殊自動車 二輪の小型自動車  (納税義務者) 上記課税客体の所有者等	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">種 別</th> <th>年 税 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">原動機付自転車</td> <td>50cc以下のもの</td> <td>1,000 円</td> </tr> <tr> <td>50ccを超え 90cc以下のもの</td> <td>1,200 円</td> </tr> <tr> <td>90ccを超え 125cc以下のもの</td> <td>1,600 円</td> </tr> <tr> <td>ミニカー</td> <td>2,500 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">軽自動車</td> <td colspan="2">二輪のもの(側車付を含む)</td> <td rowspan="2">2,400 円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">二輪のけん引車(ポートルレーラー等)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">三輪のもの</td> <td>3,100 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">四輪以上のもの</td> <td rowspan="2">乗 用</td> <td>営業用</td> <td>5,500 円</td> </tr> <tr> <td>自家用</td> <td>7,200 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">貨物用</td> <td>営業用</td> <td>3,000 円</td> </tr> <tr> <td>自家用</td> <td>4,000 円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">専ら雪上を走行するもの</td> <td>2,400 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">小型特殊自動車</td> <td colspan="2">農耕作業用のもの</td> <td>1,600 円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">その他のもの</td> <td>4,700 円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">二輪の小型自動車</td> <td>4,000 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>四輪以上及び三輪の軽自動車の新税率</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">種 別</th> <th>年 税 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">軽自動車</td> <td>三輪のもの</td> <td>3,900 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">四輪以上のもの</td> <td>乗 用 営業用</td> <td>6,900 円</td> </tr> <tr> <td>乗 用 自家用</td> <td>10,800 円</td> </tr> <tr> <td>貨物用 営業用</td> <td>3,800 円</td> </tr> <tr> <td>貨物用 自家用</td> <td>5,000 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>平成27年4月1日以降に最初の新規検査(車検証に記載してある初度検査年月)を受けたものから新税率を適用</p>	種 別		年 税 額	原動機付自転車	50cc以下のもの	1,000 円	50ccを超え 90cc以下のもの	1,200 円	90ccを超え 125cc以下のもの	1,600 円	ミニカー	2,500 円	軽自動車	二輪のもの(側車付を含む)		2,400 円	二輪のけん引車(ポートルレーラー等)		三輪のもの		3,100 円	四輪以上のもの	乗 用	営業用	5,500 円	自家用	7,200 円	貨物用	営業用	3,000 円	自家用	4,000 円	専ら雪上を走行するもの		2,400 円	小型特殊自動車	農耕作業用のもの		1,600 円	その他のもの		4,700 円	二輪の小型自動車		4,000 円	種 別		年 税 額	軽自動車	三輪のもの	3,900 円	四輪以上のもの	乗 用 営業用	6,900 円	乗 用 自家用	10,800 円	貨物用 営業用	3,800 円	貨物用 自家用	5,000 円	全 期 6 月 1 日
種 別		年 税 額																																																													
原動機付自転車	50cc以下のもの	1,000 円																																																													
	50ccを超え 90cc以下のもの	1,200 円																																																													
	90ccを超え 125cc以下のもの	1,600 円																																																													
	ミニカー	2,500 円																																																													
軽自動車	二輪のもの(側車付を含む)		2,400 円																																																												
	二輪のけん引車(ポートルレーラー等)																																																														
	三輪のもの		3,100 円																																																												
	四輪以上のもの	乗 用	営業用	5,500 円																																																											
			自家用	7,200 円																																																											
		貨物用	営業用	3,000 円																																																											
			自家用	4,000 円																																																											
専ら雪上を走行するもの		2,400 円																																																													
小型特殊自動車	農耕作業用のもの		1,600 円																																																												
	その他のもの		4,700 円																																																												
	二輪の小型自動車		4,000 円																																																												
種 別		年 税 額																																																													
軽自動車	三輪のもの	3,900 円																																																													
	四輪以上のもの	乗 用 営業用	6,900 円																																																												
		乗 用 自家用	10,800 円																																																												
		貨物用 営業用	3,800 円																																																												
		貨物用 自家用	5,000 円																																																												
市たばこ税	(納税義務者) 卸売業者	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成25年4月1日から</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>旧3級品以外の紙巻たばこ</td> <td>5,262 円 / 1,000 本</td> </tr> <tr> <td>旧3級品の紙巻たばこ</td> <td>2,495 円 / 1,000 本</td> </tr> </tbody> </table>		平成25年4月1日から	旧3級品以外の紙巻たばこ	5,262 円 / 1,000 本	旧3級品の紙巻たばこ	2,495 円 / 1,000 本	当月分を翌月末までに申告納付																																																						
	平成25年4月1日から																																																														
旧3級品以外の紙巻たばこ	5,262 円 / 1,000 本																																																														
旧3級品の紙巻たばこ	2,495 円 / 1,000 本																																																														
国民健康保険税	(課税客体) 国民健康保険の被保険者の所得 国民健康保険の被保険者数  (納税義務者) 国民健康保険の被保険者である世帯主 国民健康保険の被保険者のいる世帯の世帯主	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>所得割</th> <th>均等割</th> <th>年間限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医療保険分</td> <td>7.8%</td> <td>24,500 円</td> <td>510,000 円</td> </tr> <tr> <td>後期高齢者支援分</td> <td>1.7%</td> <td>4,500 円</td> <td>140,000 円</td> </tr> <tr> <td>介護納付金分</td> <td>1.4%</td> <td>10,000 円</td> <td>120,000 円</td> </tr> </tbody> </table>		所得割	均等割	年間限度額	医療保険分	7.8%	24,500 円	510,000 円	後期高齢者支援分	1.7%	4,500 円	140,000 円	介護納付金分	1.4%	10,000 円	120,000 円	第1期 7月31日 第2期 8月31日 第3期 9月30日 第4期 11月 2日 第5期 11月30日 第6期 12月25日 第7期 2月 1日 第8期 2月29日 第9期 3月31日																																												
	所得割	均等割	年間限度額																																																												
医療保険分	7.8%	24,500 円	510,000 円																																																												
後期高齢者支援分	1.7%	4,500 円	140,000 円																																																												
介護納付金分	1.4%	10,000 円	120,000 円																																																												